

第19回 姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和3年5月31日)

政府は、この度、新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県など9都道府県に5月31日までとして発出していた緊急事態宣言の期間を、6月20日まで再延長することを決定いたしました。

これを受け、兵庫県は、緊急事態宣言に伴う措置として、県下全域における不要不急の外出自粛や、酒類を提供する飲食店等への休業の要請、大型商業施設等への土日休業や営業時間短縮の要請を継続することとし、また、平日午後7時までとしている大型商業施設への時短は、国の対処方針に合わせ同8時までとするなどの方針を示しております。

本市では、緊急事態宣言の発令から約1か月が経ち、市民の皆さまのご協力により、新規感染者は徐々に減少しておりますが、未だ一日に20人を超える新規感染者が発生し、病床の逼迫具合、療養者数、感染経路不明割合等4つの指標でステージⅣのレベルとなっており、まだまだ油断できない状況が続いています。

市民の皆さまには、引き続き、ご不便をおかけし、心苦しいところではありますが、感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

- 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等や、時短要請時間外に営業している飲食店等には、絶対に出入りしないでください。
- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をお願いします。
- 大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間、人との接触に注意する等により家庭内においても「人にうつさない行動」をとってください。

皆さまや大切な方の生命・健康を守るためにも、感染拡大防止の取り組みの徹底に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

延長された期間における本市の対応ですが、これまでどおり、国や県の対処方針に沿った措置を継続いたします。

姫路城を始めとする観光・文化施設や、スポーツ施設、貸館施設等の市の公共施設は、3密の回避、来館者の入場制限、時間の短縮、消毒の徹底など、万全の感染防止対策を講じた上で開館いたします。

市主催・共催のイベントは、国や県の方針を踏まえ、感染拡大予防ガイドライン等に基づき実施します。

65歳以上の市民の方へのワクチン接種につきましては、接種会場については、現在、集団接種を実施している前之庄公民館に加えて、6月中旬ごろから、市内に3、4箇所の集団接種会場を設置し、更に兵庫県が6月中旬ごろには大規模ワクチン接種会場をアクリエひめじに設置するなどのワクチン接種体制の強化を図ってまいります。

また、ワクチンの接種予約につきましては、今月24日と26日に追加予約を行いました。6月7日には予約受付を再開する予定です。受付再開につきましては、防災行政無線、ホームページ等でお知らせいたします。予約できなかった市民の皆さまには、今しばらくお待ちいただくようお願いいたします。

なお、予約受付コールセンターへの電話が繋がりにくいため、電話回線を20から60回線に増強するとともに、各種市民団体やボランティア等と協議を進め、ネットなどで円滑な予約をサポートする体制を構築し、1日でも早く希望者に安全にワクチン接種していただけるよう取り組んでまいります。

市役所の各部署においては、気を緩めることなく、引き続き、感染防止対策を徹底してください。それぞれの状況に応じて、テレワークの促進、時差勤務制度の活用等により、接触機会の7割削減に努めてください。

職員においては、今一度、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、人と人との距離の確保など、基本的な感染対策を再度徹底するとともに、一人ひとりがしっかり自覚し、市民の模範となるような責任のある行動を取ってください。

「うつらない・うつさない」「三密の回避」を徹底し、節度ある行動を取り、市民サービス維持、向上に向けて、各種対応に全力を挙げて取り組むよう指示します。